

特別徴収（年金天引き）を平準化します

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金からの天引き）は4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいております。このうち、4月・6月・8月に納めていただく保険料額（仮徴収）は、前年度の2月の保険料額と同額としています。

仮徴収額と本徴収額が大きく異なることが想定される方については、特別徴収される額が年間を通じてできるだけ均等になるように、8月の仮徴収額を変更します。

（例）保険料が年間49,200円の場合

■平準化しない場合（変更前）

令和2年度					
仮徴収			本徴収		
令和2年 4月	令和2年 6月	令和2年 8月	令和2年 10月	令和2年 12月	令和3年 2月
800円	800円	800円	15,600円	15,600円	15,600円

仮徴収額と本徴収額の差が大きい場合、毎年大きく増減を繰り返すことになり、どちらかに負担が偏ります。

令和3年度					
仮徴収			本徴収		
令和3年 4月	令和3年 6月	令和3年 8月	令和3年 10月	令和3年 12月	令和4年 2月
15,600円	15,600円	15,600円	800円	800円	800円

■平準化した場合（変更後）

令和2年度					
仮徴収			本徴収		
令和2年 4月	令和2年 6月	令和2年 8月	令和2年 10月	令和2年 12月	令和3年 2月
800円	800円	23,000円	8,200円	8,200円	8,200円

8月の仮徴収額を調整することで、以降に特別徴収される額をできるだけ均等にします。

令和3年度					
仮徴収			本徴収		
令和3年 4月	令和3年 6月	令和3年 8月	令和3年 10月	令和3年 12月	令和4年 2月
8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円



〈注意事項〉

- ①平準化により年間の保険料額が変わることはありません。
- ②仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象になりません。
- ③平準化を行う時点では、本年度の年間保険料額は確定していないため、前年度と同程度であると仮定し算定します。
- ④毎年所得の変動が大きい場合等は、特別徴収される額が均等にならない場合があります。